

市立貝塚病院臨床検査室機器更新業務受託業者選定にかかる実施要領

第1 目的

市立貝塚病院臨床検査室の検査機器更新業務にあたり、効率的な検体検査の実施及び継続的なコスト削減を図るため、公募型プロポーザル方式により実施事業者を選定する。

第2 業務の概要等

1 業務の名称

市立貝塚病院臨床検査室機器更新業務

2 業務内容

- (1) 当院が実施している生化学検査、血液検査、免疫血清検査、一般検査等の検査機器の更新
(保守メンテナンス含む。機器リースの場合は5年経過後、当院に所有権を移転すること。)
- (2) 試薬及び消耗品(以下、「試薬等」という。)の供給
- (3) 発注システム及び在庫管理システムの提供

3 納期

2業務内容(1)、(3)については、遅くとも令和6年1月4日(水)からすべての機器が稼働。(2)については、(1)、(3)の稼働後。

4 履行場所

市立貝塚病院

大阪府貝塚市堀3丁目10番20号

5 その他詳細については、「市立貝塚病院臨床検査室機器更新業務仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

第3 応募資格

1 次の要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 貝塚市入札参加停止要綱(平成25年12月2日施行)に基づく入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可がなされている者を除く。
- (4) 貝塚市暴力団排除条例(平成24年貝塚市条例第23号)第10条に基づく措置を受けてい

ないこと。

- (5) 法人税、消費税及び地方消費税を完納していること。

2 資格確認後契約締結までの間において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該対象業務に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は、無効とする。

- (1) 第3 応募資格1に規定する提案資格を満たさなくなったとき。
(2) 参加申込書及び提案書に虚偽の記載をしたとき。

第5 応募の手続等

(1) 担当部局

〒597-0015 大阪府貝塚市堀3丁目10番20号
市立貝塚病院 事務局総務課
電話番号 072-438-5500
FAX 番号 072-439-6061

(2) 募集要項等の交付

- ① 交付期間 令和5年5月22日(月)から5月29日(月)まで。担当部局での交付は土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで
(ただし、正午から午後1時までを除く。)
② 交付場所 当院ホームページからのダウンロード、又は上記(1)の担当部局に同じ

(3) 参加申込書の提出

- ① 提出期間 令和5年5月29日(月)午後5時まで(必着)
② 提出先 担当部局に同じ
③ 提出方法 持参、郵送(書留郵便に限る)。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで
④ 提出書類 参加申込書(様式第1号)

(4) 質問の受付等

- ① 受付期間 令和5年5月30日(火)から6月2日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで
② 質問先 担当部局に同じ
③ 質問方法 ファクシミリに限る。質問書(様式第2号)に該当箇所がわかるよう資料名、ページ等、質問内容を記載し送信ください。(ファクシミリ送信の後、電話で送付した旨を連絡し、必ず受信の確認をしてください。)※電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。
④ 回答日時 令和5年6月7日(水)午後5時までに回答。

⑤ 回答方法 参加申込書の提出のあった全事業者に対し、ファクシミリにより回答を送付する。

(5) 企画提案書の提出

① 提出日 令和5年6月21日(水)午前10時

※時間厳守：上記日時に集合がない場合は失格とする。各社の見積額については当日会場にて公表する予定。

② 提出先 市立貝塚病院4階A会議室

③ 提出方法 持参

④ 提出書類

I 提案書提出届(様式第3号) 1部

II 企画提案書(任意様式) 23部

審査基準にあげる項目順に沿って作成すること。

※A4サイズで作成のこと。やむを得ない場合はA3を使用してもよいが、その場合はA4に折りたたむこと。できるだけ簡潔な記述とし、誤解を生じるような表現は用いないこと。

IV 見積書(様式第4号) 1部

税抜き金額を記載すること。また、各項目は下記のとおりとすること。

・機器導入費用

運搬費、搬入費、据付費、配線等 接続費、オンライン等調整費を含めた作業に要する経費、操作等の説明又は教育に要する経費、発注システム等の諸経費を含めること。また、機器リースの場合は5年経過後、当院に所有権を移転すること。また、所有権移転に係る費用を含むこと。

・試薬及び消耗品費用

別紙検査実績一覧表及び試薬の添付文書に基づき、導入後5年間の試薬及び消耗品の費用を記載すること。また、別途、単価、数量等を示した費用算出根拠を提出すること。

※上記見積額で審査するが、診療報酬改定時には価格交渉に応じること。

・保守費用

5年間(初年は無償とする)の保守費用を記載すること。

(7) プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションを令和5年6月27日(火)に実施する。なお、時間及び場所等については応募者に別途通知する。

なお、プレゼンテーション発表20分、質疑応答10分の予定。

(8) その他

① 提出された書類等は返却しない。

② 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。

- ③ 企画提案書等の提出後、提案内容の追加及び変更は認めないが、審査に必要な書類等の追加提出を求める場合がある。
- ④ 本業務の応募に要する費用は、応募者の負担とする。

第6 審査方法

市立貝塚病院臨床検査室機器選定プロポーザル審査委員会において提案内容について総合的な審査を行い、最高得点を取得した事業者を優先交渉事業者とする。

第7 審査基準

項目		配 点
機能評価	I.基本性能 臨機応変に対応でき、安定した検査業務が行える仕組みとなっているか。	10点
	II.業務効率化① 生化学自動分析装置と免疫自動分析装置を搬送システムで連結し、業務効率化が図られているか。 (上記搬送システムがない場合は加点しない)	10点
	III.業務効率化② 上記搬送システムとの連結以外で、検査業務の効率化が図られているか。	20点
	IV.導入スケジュールと保守・サポート体制 円滑な導入が期待できるか。また、運用開始後も安定した保守・サポートが期待できるか。	10点
価格評価	V.最低額を提示した物を50点とし、他社は次のとおり 50-[（当該業者の見積額-最低価格）÷1,000,000] (小数点以下切り捨て、負数の場合は0点)	50点
合 計		100点

第8 審査結果

審査結果は、令和5年6月下旬に応募事業者全員に、FAX 及び郵送にて結果を送付する。なお、審査結果について異議は認めないものとする。

第9 情報公開

審査結果は、令和5年6月下旬に当院ホームページに決定事業者を掲載する。

第10 審査後の手続き

業務受託予定者の選定後、業務受託予定者と当院で委託業務に関する詳細の協議を行い、令和5年6月下旬頃を目途に契約を締結する。